

マリンケの会議会話における発言権の構造と合意の方法

今 中 亮 介 *

Structure of the Floor and the Reaching of Agreement in Malinke's Meeting Talk

IMANAKA Ryosuke*

To clarify the structure of the floor and the way that agreement is reached in Malinke's *tonsigni* meetings, this paper examines the organization of the meeting talk interactions. In recent years, the "tradition of dialogue" in Mali has been pointed out. This tradition is characterized by the right of all participants to voice their opinions and by the reaching of decisions only when all participants in the meeting agree. This idea is anchored in the ethnographic descriptions of *tonsigni* meetings in rural areas of Mali where Malinke people live. However, these descriptions are based on field research conducted in the 1960s, and without analysis of primary data such as the organization of meeting talks. In this paper, I show that *tonsigni* are still held, and I examine (1) how all participants can voice their opinions, focusing on the role of a chairperson who controls the floor, and (2) how collective decisions are made by participants, focusing on how agree to respective assertions, by analyzing the organization of meeting talks as they occurred.

As a result of the discussions, *tonsigni* are practiced today by children in rural areas of Mali. The right of all participants to voice their opinions is realized through localized interactions such as a chairperson allowing a sufficient pause in transitions on the floor. Collective decisions are reached by both of two types of the agreement. The one is the passive agreement such as silence, and the other is the active agreeing such as the repetition of an opinion previously voiced.

1. はじめに

本論の目的は、西アフリカ・マリの農耕民であるマリンケの会議会話の特徴について、発言権の構造と合意のなされ方に注目して考察することである。

近年、マリの民主化や紛争解決の成功の背景にあるものとして会議を通じた「対話の伝統 "tradition of dialogue (palaver)"」の存在が指摘されている [Docking 1997; Schraeder 2011; Wing 2008]。たとえばシュレーダーは、1991年の軍事クーデターの後に開かれた国民議会に

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科, Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University

2014年4月28日受付, 2014年11月27日受理

において「対話の伝統」を通じた合意形成がなされたとし、その理想的な形態について次のように述べている。「より一般に普及している西洋の多数決の考えとは異なり、参加者は誰でも彼／彼女の意見を述べる権利をもち、諸々の決定はすべての成員による同意がなされたときのみなされる」[Schraeder 2011: 190]. 「対話の伝統」を体現する場としてもちだされるのが、マリンケやバンバラなどのマンデ系社会の農村においてみられる「トンシギ (*tonsigni*)」という会議である。トンシギは、「トン (*ton*)」と呼ばれる組織においてなんらかの決定をなすために開かれるフォーマルな会議のことを指す [Docking 1997: 204]. 前出のシュレーダーやドッキングのような政治学者がトンシギの記述として依拠しているのが、フランスの人類学者メイヤスーの著作である [Meillassoux 1968]. メイヤスーはトンシギの特徴を以下のように記している。

フラン・トンの活動は、すべてのフラン（割礼後から初婚までの人¹⁾）が集まる会合 (*sessions*) で討論される。これらの討論はトンシギと呼ばれる。他のトンと同じく、これらの会議 (*meetings*) は民主的であるが、厳密な規則と規律によって統制されている。誰も会議中にむだ話をすることは許されず、そうした場合には罰金が科される。誰も要求することなしに発言権を得ることはできないが、全員意見を述べるができる。一度に1人だけが話すことを許され、これは常にダラミネ（代弁者）を通して行なわれる。ダラミネは通常カーストの男であり、彼は一文ずつ発言者の言葉を声に出して繰り返す。²⁾ トンシギは頻繁に行なわれ、ときには毎日開かれることもある。[Meillassoux 1968: 52]

この一節は、トンシギについて書かれたものなかでおそらく最も具体的な記述であるが、以下の点で現代の政治動向を背景づける「伝統」の存在の論拠とするに足る資料なのかどうか疑問が残る。独立前後のマリの首都バマコにおけるヴォランタリー・アソシエーションを対象として「都市化」について論じた同書においてこの一節は、³⁾「文化的背景」という章のなかで「伝統的なアソシエーション」を説明した、いわば議論の導入部にすぎない。実際、この節のはじめには「これらの記述の多くはバマコ在住の年長者たちから集められた情報からなる」[Meillassoux 1968: 49] という注釈がついており、直接観察に基づく記述ではない可能性が高

-
- 1) メイヤスーは割礼対象者の年齢を8歳から15歳までと記している。初婚年齢についての記述はない。
 - 2) マリの首都バマコから北東へ400 kmにある都市ジェンネの街区の会合について記した伊東 [2011: 31-34] もこうした代弁者の存在を指摘している。会合や祭りや結婚式などの準備・片づけ等の仕事を担う「カースト」であるアルムタシビによって、会合での発言はすべて大きな声で復唱される。アルムタシビ自身には発言権はない。こうした声の仲介は、議論が発端となった争いを避ける役割をもつという。
 - 3) メイヤスーの没後にその仕事をまとめたコパンによると、同書は「非農村 non rural」の主題に関連した唯一の著作である [Copans 2005: 7].

い。「現代的な現象」を説明するために背景としてもちだされた「伝統」である点では、「対話の伝統」論と同じであり、実態として農村部においてそのような会議がなされていたかどうかはたしかでない。

社会主義時代の1964-65年にマリ西部のキタ周辺で調査を行なったホプキンスは、農村の農民協同組合と町的生活協同組合の会議の観察から、⁴⁾ 発言権をめぐる駆け引きと「マリンケの集団的意思決定のパターン」について次のように記している。

人びとは互いに割り込み合い、発言権をめぐって争っていた。しかし、ひとたび誰かが（発言権を）確立すると他の者は彼が（話を）やめるまで聞いていた [Hopkins 1969: 66-67]。すべての参加者は意見を述べる権利をもつ。反対の声があがらなくなるまで決定はなされたと考えられない。これらすべての参加者は決定に関連づけられており、彼らの沈黙は受諾 (acceptance) を暗に意味する。⁵⁾ [略] どのような決定もその正当性は、それがどのようにして作られたかに依っており、そして、もしそれが正当であると彼らを感じているならば、人びとがある決定をやり抜く見込みは果てしなく増大する⁶⁾ [Hopkins 1976: 107]。

ホプキンスによると、会議とは異なり、投票は決定に至るメカニズムとしてめったに用いられないという [Hopkins 1972: 169]。ある集団においてなんらかの決定をなすときに、話し合いにより合意へ至ることへの積極的な価値づけは、マリンケを含むマンデ系社会において広くみられるといえそうである。それはたとえば、種類を問わず「(口頭による) 合意 (*ben kan*)」⁷⁾ や「合意はうまい (*ben ka di*)」⁸⁾ といった名前をもつ組織が多くみられることからい

4) ホプキンスはマリに関する主著のタイトル“*Popular Government in an African Town: Kita, Mali*” [Hopkins 1972] からもわかるように、農村ではなく町をメインのフィールドとしていた。

5) ホプキンスは、反対を表明することについて以下のように述べている。「決定に反対する者は会議においてそのように言わなければならない。もし彼が人びとを説きふせることに失敗したならば、そのことは彼が間違っていたことを示唆している」 [Hopkins 1972: 168]。

6) ホプキンスは、こうした意思決定のなされ方の有用な点と危険な点について以下のように述べている。「有用な点は、参加により同意が引き出されるため、なされた決定の受容性が保証されることである。危険な点は、踏み固められた進路から総意を動かすことは難しいため、このような方法では、強い圧力の下にある場合を除いて、めったに人びとは革新的な決定をなさないということである」 [Hopkins 1976: 107]。

7) 「ベンカン」という名前をもつ組織に言及した先行研究は見当たらなかったが、たとえば筆者の調査村の女性組織のひとつは、「マルクスの合意 (*Marxi ben kan*)」という名前をもつ。

8) パマコ郊外の同名の女性組織を扱った Modic [1994] やコートディボワールにおける狩人結社による同名の自警運動を扱った Hellweg [2011] は、「ベンカディ」を“agreement is sweet”と訳している。マリンケ=ジュラ=バンバラ語において形容詞“*di*”は、甘味を表す「甘い」と味がよいことを表す「旨い」の両方の意味をもつ。

9) マリンケ=ジュラ=バンバラ語の“*ben*”は、「合意(する)」もしくは「同意(する)」の意味の他に、集合的な「決定(する)」や「合流(する)」の意味もある [Bailleul 1998, 2000]。なお、個人的な決定には“*ben*”は用いられない。

える (e.g., [Favreau 2009; Foltz 2006]).⁹⁾

ホプキンスによる会議の記述は直接観察から得られたものであり、かつメイヤスの記述とも共通する特徴がみられることから、一定の型をもった会議がマリにおいて広くみられていたことがうかがえる。メイヤスやホプキンスの記述において共通する会議の特徴として、参加者は誰でも発言できるということがある。ただし、発言権を取得する際に、事前の要求といった手続きが必要であることや他の参加者との間で駆け引きがあることも同時にいわれている。さらに、ホプキンスによると、誰でも発言できることを前提として、反対意見がなくなるまで話し合いを尽くすこと、そこでの決定の正当性はその成立過程に依ることがいわれている。こうした特徴は、シュレーダーが「対話の伝統を通じた合意形成」としてあげた特徴と重なる。しかしながら、1960年代の現地調査に基づく民族誌記述と現代の政治動向を背景づける「対話の伝統」論の間には、時間や対象とする場の規模ないし意味づけといった点で少なからぬ隔りがあるのもたしかである。

本論は、先行研究がいうような一定の型をもつ会議が現在もマリンケの農村において実践されていることを示す。それと同時に、「伝統的な」もしくは「マリンケの」やり方として先行研究において示された「発言」や「合意（集成的決定）」についての知見が、¹⁰⁾ どのようなやりとりの組織化から成立しているのかを、実際の会議場面の分析から明らかにする。

[Schwartzman 1989]などを嚆矢として、会議を他の主題を分析するための手段として扱うのではなく、会議それ自体を主題として扱う研究がみられるようになった。なかでも会話分析などの知見を用いて、実際に会議でなされた相互行為を詳細に分析する「会議会話 (meeting talk)」研究が盛んになっている [Boden 1994; Cooren 2007; Svennevig 2012 など]。アフリカを対象とした地域研究や人類学においても、近年、一次資料の詳細な分析からフォーマル/インフォーマルな会議（集会）会話の形式や内容を分析する研究が発表されている [深澤 2001; Hanak 1998; Ohta 2007a, 2007b; 佐川 2007]。本論は、マリンケを対象とした地域研究として位置づけられるが、地域を問わず普遍的にみられる現象である会議を扱う。そのため、会議会話研究の知見も適宜参照しながら議論を進めたい。

なお、本論における会議の定義はシュワルツマンによる以下の定義に従う。シュワルツマンは会議を「焦点の定まった相互行為」[Goffman 1961]の特定の型であるとして次のように定義している。「会議はある組織や集団の機能に表面上関連する目的のために集まることを同意した3人以上の人びとを含むコミュニケーティブイベントである。その目的は、たとえば、考えや意見を交換すること、問題を解決すること、決定をしたり同意を取りついたりすること、方針や手順を策定すること、勧告を公式化することなどである。会議はときおり開かれる

10) 本論で用いる「発言」はマリンケ語の“*kuma*”を、「合意」ないし「(集成的) 決定」は“*ben*”を指している。これらの語は、4節と5節で検討する事例のなかで成員自身によっても用いられている。

多人数の会話として特徴づけられ、参加者はこの会話を調整するために特定の取り決めを開発したり用いたりする」[Schwartzman 1989: 7].

2. 対象と方法

本論が対象とする会議は K 村で開かれた。K 村は、マリの首都バマコより南西約 100 km に位置する。人口は約 2,000 人で、そのおよそ 9 割がマリンケの人びとで占められている。イネ、ソルガム、トウモロコシ、ラッカセイなどの栽培を行なう農耕を主として、牧畜や漁撈などの生業を複合的に営んでいる。乾季には金鉱に出稼ぎに行く者も多い。

表 1 は K 村のトンを示している。調査地周辺においては 2 つの意味で「トン」が用いられている。広義には狩人結社や頼母子講、ローカル NGO などを含むヴォランタリー・アソシエーションを指すが [Jansen 2008: 259]、狭義には植民地期以前からある共同労働組織を指す。K 村において狭義のトンといえるのは「子どものトン (*denmisen ton*)」と「(既婚) 女性のトン (*muso ton*)」だけで、残りは広義のトンであるといえる。¹¹⁾ この 2 つの組織のうち、本論が対象とするのは子どものトンである。どちらの組織も会議 (トンシギ) を行なうが、子どものトンが毎週決まった曜日の夜に必ず会議を開くのと対照的に女性のトンは不定期で比較的回数も少ない。さらに、子どものトンだけがメイヤスの記述とも共通するような植民地期以前からの会議の形式を保持している。メイヤスの記述におけるトンは 8~15 歳の間に受ける割礼後から初婚までの人たちによって構成されているので、成員性の面からいっても子どものトンの方が類似しているといえる。

村内に 49 組織ある子どものトンへの入退会は任意であるが、多くの場合キョウダイや友人関係を頼って入会する。近所にキョウダイや友人がいる場合が多いので、結果的に同じ地区 (*kinda*) の者が集まることが多いが、地区を超えて入会することもできる。「子ども」といっても成員の年齢層は幅広く、下は約 5 歳から上は 20 代までがトンに入会している。年齢のそれほど離れていない者同士により組織は構成され、1 組織につきおよそ 5~10 歳の年齢幅がみ

表 1 K 村のトン (2010 年)

名称	組織数	成員の属性	活動
子どものトン <i>denmisen ton</i>	49	未婚男女	共同労働, 会議, サッカー, 宴
女性のトン <i>muso ton</i>	12	既婚女性	共同労働, 会議, 少額融資, 宴
支援のトン <i>tegele ni ton</i>	6	既婚女性	頼母子, 少額融資, 会議
製粉機のトン <i>machine ton</i>	2	既婚女性	製粉機の運営
狩人結社 <i>donso ton</i>	1	既婚男性	見回り, もめごとの処理

11) ただし、これら 2 つの狭義のトンも植民地期以前のトンがそのまま残ったものではなく、かつてのトンをモデルとして新しくできあがった組織である [今中 2014].

られる。組織間の移動は頻繁にみられ、2～5 組織ほどかけもちする者もいる。

子どものトンには、「長（ニエモゴ）(*nyemogo*)」と「書記（リシ）(*lisi*)」、「ガルディ（*gardi*）」と「ガルディ・コントロール（*gardi contre*）」と呼ばれる役職がある。ガルディは通常 1 組織につき 2 人いる。これらはまとめて「幹部（ニエモゴ）(*nyemogo*)」と呼ばれる。このように「ニエモゴ」は、「長」と「幹部」という 2 つの意味で用いられる。幹部の仕事は成員たちをまとめて組織の運営を先導することである。長には具体的な仕事は割り振られておらず、組織の長として象徴的な役割を担う。書記は成員の名前や罰金額、共同労働の依頼者などが書かれた名簿を管理する。ガルディとガルディ・コントロールは、次節で述べるように会議において司会進行役を担う。

子どものトンの日常的な活動は、共同労働、サッカー、会議である。共同労働ではトウモロコシやイネなどの作物の除草や収穫作業を行なう。農作業に加えて、乾季には日干しレンガ作りが行なわれる。サッカーは、組織ごとの練習に加えて年齢の近い組織どうして試合を行なうこともある。男性だけで行なうことがほとんどで、女性は応援にくることはあっても参加することは稀である。会議については次節で詳しく説明する。その他にも年に 1 度、共同労働が一段落する乾季の収穫後には宴が夜通しで開かれる。このとき、年間を通して貯蓄した共同労働の報酬を一気に使い果たす。¹²⁾

筆者は本論で事例として扱う組織に 2009 年から入会しており、¹³⁾ 共同労働などの活動に可能な限り参加してきた。会議ではその様子をビデオカメラで赤外線撮影し、¹⁴⁾ 後日調査助手とともに撮影した映像を見ながら書き起こしをした。本論では、こうした作業によって得られた転写資料をもとに分析を展開する。

3. 会議の概要

会議（*tonsigni* もしくは *reunion*）は週に 1, 2 回決まった曜日の夕食後 20 時頃に開かれる。会議を開く目的は、多くの場合事前には決まっておらず、広く意見を交換することであるといえる。会議でよく話される内容は、共同労働や宴、サッカーなどの活動に関することや幹部役職の仕事などの組織運営に関することである。

会議の欠席や遅刻には罰金が科される。罰金額は成員の年齢層に応じて組織ごとに異なる。本論で扱う組織の罰金は、欠席が 50 フラン、遅刻が 25 フランである。¹⁵⁾ このことから会議へ

12) 経済活動の詳細については [今中 2014] を参照されたい。

13) K 村での調査は、① 2009 年 7～9 月、② 2010 年 5～9 月、③ 2011 年 10 月～2012 年 3 月、④ 2014 年 2～3 月の 4 度にわたって実施したが、本論のもととなったデータは③の時期に採集したものである。

14) 撮影を行わずに会議に参加することもあったが、そのときと撮影時の様子は変わらない。なお、筆者は本論で扱う組織の会議に加えて他の組織の会議にも何度も参加しているが、他の事例でも以下の分析の多くが当てはまることを確認している。

の参加は任意ではなく義務であることがわかる。全成員の会議への参加が義務づけられていることは、そこでなされる決定に少なくとも形式的には全員が関わっていることを示している。

会議は多くの場合、屋敷地の中庭のような屋外の開けた場所で行なわれる。小屋のなかで行なわれる場合もあるが、屋外に比べると少ない。屋外で行なわれる場合、成員たちは円になって座り、ガルディの 2 人だけが円の中央に立つ。円の中央には空き缶などの入れ物が置いてあり、罰金の支払いがなされたら現金が入れられる。名簿をもった書記は他の成員らとともに座り、名簿読みや罰金の宣告がなされた場合、名簿に記入をする。村に電灯はなく会場は暗いため、書記の近くにいる者は書記の手元を懐中電灯で照らして筆記を手伝う。また、男女混成のトンの場合、女性は女性のみで固まって座ることが多い。

会議では幹部が一定の役割を担う。会議の進行において最も大きな役割を担うのがガルディである。ガルディは会議において議長（司会進行）役を務める。成員は発言を行なう前にガルディに許可を得る必要がある。また、ガルディは成員が不適切な行為（e.g., 居眠り、放屁、むだ話）をしたと判断する場合に罰金を宣告し、罰金の取り立てを行なう。ガルディ・コントロールは、ガルディが成員に対して行なうことをガルディに対して行なう。つまり、ガルディ・コントロールはガルディの発言に許可を与え、また不適切な行為をしたと判断する場合にはガルディに罰金を宣告する。書記は、会議の始めと終わりに成員の名前と罰金額が書かれた名簿を読み上げる点呼を行なう。また、罰金の宣告を受けた場合や罰金が支払われた場合に名簿の罰金額を修正する。

以下に、会議の大まかな展開について述べる。

- ① 「会議が座った (*reunion sigire*)」というガルディの呼びかけにより開始する。
- ② 書記は名簿を見ながら成員全員の名前と罰金額を読み上げる「名簿読み (*lisi karan*)」を行なう。名前を読み上げられた者は出席しているなら、本人がたとえば「議長 (*president*)」と応答し、欠席なら他の者が「欠席 (*absent*)」と応答する。罰金がある場合、ガルディが取り立てを行なう。その場で払えなければ会議場の外に取りに行かせる。ガルディは支払った額を書記に伝え、書記はノートの罰金額を修正する。
- ③ 名簿読みが終わるとガルディは成員に発言を求める。議論が始まる。
- ④ ガルディが頃合いを見計らって議論を打ち切り、②と同様に名簿読みが行なわれる。ここでも罰金の取り立てがあるが、会議場の外に取りに行かされることはない。
- ⑤ 「会議が立った (*reunion wurire*)」というかけ声で終了する。

以下で扱う事例は、③の議論部におけるものである。

15) 1 ユーロ = 655.957 セーファーフラン。

4. 発言権の構造

以下では、2012年1月11日(20:11~21:07)に開かれた「ケラバラ・トン(以下Kトン)」の会議を検討する。Kトンは2006年に結成された。Kトンの成員の年齢は8歳~17歳で、平均年齢は12歳である。成員数は34人(うち女性7人)で、¹⁶⁾このうちこの日の会議への参加者は23人(うち女性4人)であった。Kトンの会議は週2回、水曜日と土曜日の夕食後に開かれている。

以下の事例中で話し合われている内容は、セクー(15歳、男性)という成員のガルディの辞任についてである。会話の内容については次節において詳細に検討する。ここでは会話の形式的な側面について、発言がどのようにして成立しているのかに注目して分析する。

会議会話研究においては、議長(chair)などの司会進行役が(発話等の)順番やトピックを管理することがいわれている[Asmuß and Svennevig 2009; Pomerantz and Denvir 2007; Svennevig 2012]。トンシギにおいても同様に、司会進行役のガルディが順番を管理することで発言権を管理している。そのため、本節ではガルディの役割に注目して分析を行なう。なお、本論における「発言」はマリンケ語の“kuma”を指しているが、事例中の“kuma”は口語に近い形で「話」と訳した。

4.1 発言権の移行

以下の分析では、ガルディの役割に注目するため2人のガルディをG1とG2(GはGardiの略)、その他の一般成員をM1, M2, M3…(MはMemberの略)、不明の発話者は?1, ?2, ?3…と表記する。なお、事例の転写資料中で用いている記号は、論文の最後にある付録を参照されたい。

【事例1】

15 M1: 俺たちは新しいガルディをここですぐに選んで、そいつは立つ

16 G1: ンフ [ン↑

17 M1: [今夜]にも

18 (0.2)

19 G1: ンフ [ン↑

20 M1: ((それが)) [俺の] 話だ

21 (0.2)

22 G1: お前の話はよかった =

23 M1: = 会衆を満足 [させるための

16) 成員数は2012年2月29日時点のもの。子どものトンは成員数の変動が激しく[今中 2014]、対象の会議が開かれた1月11日時点の成員数はこれとは異なる可能性があるが、正確な数はわからない。

24 M2 : [>ウマル ((G2))], 俺が喋る< =

25 G1 : = ンフン ((M1 に向けて))

26 (0.8)

27 G2 : ° 喋れ, ダラ ((M2)) °

28 (0.7)

29 M2 : エー, 俺は見る. セ - セクーの分を, セクーの -

事例 1 においては, 発言権が M1 から M2 へとトラブルなく移行している. 成員 M1 による発言とガルディ G1 による相づちが交互になされた後に (行番号 15~19), 20 行目において M1 が自身の発言が終結したことの報告を行なっている. これに対して, G1 は 22 行目において「お前の話はよかった」と評価することで応じている. これで発言を終結することも可能であったが, さらに 23 行目で M1 は発言終結の際に用いられる定型句である「会衆を満足させるための」という発話を行なっている. この発話を受けて, またこの発話が終わらないうちに, M2 はガルディの G2 (ウマル) に対して発言権の要求を素早く行なっている (24 行目). 25 行目で G1 は 23 行目の M1 の発話に相づちで応えている. その後, G2 は 0.8 秒の十分な間をおいたうえで M2 の発言権を認めている. これを受けて, M2 は 29 行目から発言を開始している.

このやりとりから, 発言の最中は発話に対して相づちをしてその情報を受け取ったことを示すことで,¹⁷⁾ 発言権の移行時には発言権の要求を承諾することで, ガルディが常に成員たちの発言を管理していることがわかる. こうした特徴から, これ以降, 議論部におけるやりとりのうち発言者による発言とガルディの相づちからなる部分を「発言部」, 発言者候補による発言の要求とガルディによる要求の承諾/拒否からなる部分を「発言移行部」, と分析上分けておきたい.¹⁸⁾

事例 1 では, 次発言者による発言権の要求とガルディによるその承諾という一定の手続きを経ることで発言権の取得がなされている. しかし, こうした手続きはいつでも成功するわけではない. 次の事例 2 では, 発言権の要求がなされたにもかかわらず発言権の移行が生じていない. なお事例 2 は, 事例 1 の直前になされたやりとりである.

17) 相づちは, ガルディが制度的に担っている役割のひとつとなされている. つまり, ガルディが自発的にそうしているというよりも, 場の規範としてそうすることが期待されているのでそうしているといえる. マリンケを含むマンデ系社会において, こうした制度的な相づち役は, グリオの語りに随伴する「ナムを言う人」(*naamunaamula* や *naamunamine* など) が有名である [Conrad 1999; Jansen 2001; 川田 2001a, 2001b など]. トンシギにおいて相づちは, 「ナム」, 「ンフン」, 「セゲー」などの特定の相づち表現を用いてなされることが多い. それらは「特に意味のない応答・相槌語」[川田 2001b: 53] であるといえるが, あえて訳出するとすれば「うん」や「そうだ」のような語になるだろう.

18) もっともこの区分は相互排他的なものではない. 事例 1 においても発言部が 15~25 行目であるのに対して発言移行部が 24~27 行目と重複している.

【事例 2】

※事例中のウマルはガルディだが、発話はない。

01 M1：そうだ

02 (0.6)

03 M1：すまなかったな

04 G1：ンフ [ン↑

05 M1：> [平穩] が訪れますように、< [もしセクーが] また言ったら！

06 M2： [>ウマル，俺が喋る！<]

07 ?1： [()]

08 M1：もし [セ - もし] [250 フラン ((罰金))] をセクーに入れたら

09 M2： [ウマル，俺が喋る！] =

10 G1： = [へい！] ((M2 に向けて))

11 ?1：ンン [ンン] ((喉を鳴らす音))

12 G1： [黙れ] ((M2 に向けて))，フン ((M1 に向けて)) =

13 M1：= もし 250 フランをセクーに入れたら

14 G1：ンフン↑

ここでも、発言者の M1 が発言終結の際に用いられる定型句を 5 行目で述べている。それに対して M2 は、事例 1 でのやりとりと同様に、6 行目において素早く発言権の要求を行なっている。しかし、M1 は発言をやめることなく続け (5 行目の後半)、M2 の発言権を求める発話と重複している。8~9 行目においても同様の重複が生じている。M2 に対して G1 は、10 行目において「へい！」と注意を促し、12 行目において「黙れ」と忠告をしている。G1 は続けて M1 の発言に対する相づちをしている (12 行目後半)。これを受けて M1 は、5 行目で M2 と、8 行目で M2 と G1 と重複していた発話を言い直すことで発言を再開している。

このやりとりから現在の発言が完全に終結したとみなされるまで次の発言は抑制されることがわかる。発言が終結したとみなされていない状況で発言権の要求がなされた場合には、ガルディによって拒否される。これには罰金の宣告を伴うこともある。発言の終結は、あまりに発言が長いといった例外的な状況を除いて、発言者自らの報告によって開始される。ガルディが黙認を含めてこれを認めることで発言は終結する。発言権の要求を行なう者は、このように発言が完全に終結した位置において要求を行なう必要があるのである。こうした発言権の要求を行なうことができる位置は、会話の場の規範によって厳密に限定されている。サンクションを行なうことでガルディはそうした場のゲートキーパーのような役割を担っているといえる。

ここまで、発言権を得るためには一定の手続きが必要であること、さらに、そうした手続き

を開始すべき位置は厳密に限定されていることをみてきた。このように発言権を得ることは決して容易なことではない。それにもかかわらず、「誰でも発言できる」、つまり発言をしようとする者全員に対して発言する機会が与えられているのであれば、それはどのようにして可能になっているのだろうか。

4.2 発言権要求の競合

ここでは、発言権の要求が競合している事例を検討する。具体的には、成員 M2 と M3 の発言権の要求が競合している。

【事例 3】

- 01 M1：俺の話は終わりだ =
02 M2： = >俺が [喋る, ウマル ((G2)) <
03 M3： [俺が喋る
04 (0.2)
05 M2： >ウマル ((G2)), 俺 [が喋る] <
06 G1： [ンー↑] フー
07 (0.3)
08 M2： >俺が喋る, ウマル ((G2)) <
09 (0.4)
10 G2： ° ヤクー ((M2)) °
11 (0.4)
12 M2： そうだ, ヘイ
13 (0.8)
14 M2： ほら見ろ
15 (0.4)
16 G1： ナム↑

1 行目で M1 が発言終結の報告をした直後に、M2 と M3 はほぼ同時に発言権の要求を行なっている (2~3 行目)。M3 が 1 度しか発言権の要求を行なわなかったのに対して、M2 は G2 (ウマル) に宛てて 3 度ほど要求を行なっている (2, 5, 8 行目)。この間に G1 は両者を見比べて「ンーフー」とどちらの要求に応えるか迷っているような素振りをみせているが、どちらの要求に対しても応えていない。ようやく 10 行目で G2 が M2 に対して要求を承諾している。それを受けて M2 は 12 行目から発言を開始している。

ここで注目すべき点は、2 行目以降連続して発言権の要求がなされているにもかかわらず、

ガルディはすぐに承諾も拒否もしていないということである。発言権の要求に対してすぐに応答をしないという特徴は、競合は生じていないものの事例1においてもみられる(24~27行目)。事例2でみたように、発言部では発言権の要求がガルディの拒否や忠告により抑制されていた。それとは対照的に、発言移行部において十分な間合いが確保されていることは、これから発言をする可能性のある者に発言権へアクセスする機会を与えているといえる。また、発言終結時に誰も発言権の要求を行なわない場合はガルディが発言者を募ることが多い。このようにガルディは、発言部での発言権の要求に対するサンクションや、発言移行部での発言権付与の留保または発言権の要求の促しなどを通じて、発言権を不断に管理している。その結果として発言は発言部において1人に限定され、発言移行部において多人数に開かれる。会議はこうしためりはりのある2つのセクションの往復により進行する。

次の事例4では、ガルディによる発言権の要求と他の成員による要求が競合している。こうした場合、ガルディは成員たちの発言を管理することと自らの発言権をガルディ・コントロールに対して要求することをほとんど同時にしなければいけない。

【事例4】

※事例中のシディはガルディ・コントロールだが、発話はない。

01 M1：それ以上言うことはない

02 G1：ンフン↑

03 (0.6)

04 M2：俺が喋 [る

05 M1： > [あいつは] 250 フランを (入れる) <

06 (0.2)

07 M3： [>俺が喋る, ウマル ((G2)) <

08 G1： [セゲー↑ ((M1 に向けて))

09 (0.2)

10 M1：別の人を就かせるべきだ (.) 子どもたちが恐れる ((人を))

11 (0.2)

12 ?1：俺が [喋る

13 M2： [(俺が喋る)]

14 ?2： [(俺が喋る)]

15 M3： > [ウ] マル ((G2)), [俺が] 喋 [る<

16 M1： [° そうだ°]

17 G1： [シ] ディ, 俺が喋る =

- 18 M2 : = チェ, 話を人に渡せよ!
19 G1 : ボン,¹⁹⁾ 黙れメディバ ((M2))
20 (0.4)
21 M2 : でも, そうだ
22 (0.2)
23 M2 : ウマル ((G2)), 俺に話をよこせ
24 G1 : シエーチェ! ((畜生))
25 (0.5)
26 G2 : ° どうした↑° =
27 G1 : = ツュー ((睡の音))
28 M2 : ヘイ, お前らは見ていなかったのか!
29 (1.0)
30 M2 : トンは壊れ [た!]
31 G2 : [° ガルディ] (コントロール)°
32 (1.5)
33 M2 : 俺の口は 10 回 ((言う)), 俺は言うトンは壊れたと
34 (0.8)
35 G1 : セゲー!

この事例では、結果的には M1 から M2 に発言権が移行しているのだが、移行が成立するまでに発言権をめぐる長いやりとりが生じている。具体的には、成員 M2, M3, ?1, ?2, そしてガルディ G1 の 5 人の発言権の要求が競合している。ガルディの G1 が発言権の要求を行なったのは、これらのなかでも最後の位置である 17 行目である。これは、1~2 行目のやりとりにおいて発言が終結したかにみえた M1 の発言が再開されたため、M1 の発言が完全に終結するまでそれに答える必要が G1 にあったためである。

17 行目で G1 はガルディ・コントロールのシディに宛てて発言権を要求している。しかし、シディは最後まで G1 の要求に応じていない。M2 は G1 に黙るように忠告されることで発言権の要求を 1 度拒否されたにもかかわらず (19 行目)、もうひとりのガルディである G2 に宛てて再び要求を行ない (23 行目)、ついに 28 行目から要求が認められていない状態で「発言」を開始している。この時点から 34 行目にかけては、ガルディによる相づちがなされていないことから M2 の「発言」は正当性を得ていないといえる。35 行目でようやく M2 と発言権を

19) フランス語の“bon”のこと。直前の M2 の発言を制止する「いいから」の意味であると考えられる。

めぐって競合していた G1 が自ら相づちをすることでこの「発言」を認めている。G1 は 1 度拒否した要求を取り下げない M2 に対して怒りの声をあげていたにもかかわらず (24 行目)、最後には自らの発言権の取得を諦め、M2 の発言を認めているのである。

ガルディ・コントロールが G1 の発言の要求に応じていれば、このやりとりがここまで錯綜することはなかったように見える。M2 によって直接要求を受けた G2 は、M2 の要求には応えず、「どうした？」(26 行目) と困惑したような声をあげ、小声で「ガルディ・コントロール」(31 行目) とガルディ・コントロールの応答の不在を示唆するような発話を行なっている。このことから、G2 が M2 の要求に応えるよりもガルディ・コントロールが G1 の要求に応えることが優先されるべきであることが示唆される。G1 の発言を優先させようとする理由として、このトピックに関して M2 はすでに発言していたものの G1 はまだしていなかったということもある。

司会進行役のガルディは、発言を管理する強い権限をもっているにもかかわらず、自らが発言を行なうためにそうした権限を用いることは厳しく制限されている。成員たちがガルディに対して行なうのと同様に、ガルディもガルディ・コントロールに対して発言権の要求を行ない、承諾されなければ発言を開始することができないのである。このようなガルディの権限の制限が、発言権がガルディに集中する事態を避け、発言の機会を成員に開かれたものにするのを可能にしているといえる。

ここで一点補足しておきたいのは、実際の会議においては、事例 4 で M2 が行なったように、すべての発言が一定の手続きを経たうえでなされているわけではないということである。しかし、その発言の違反性は、ガルディによる応答の不在といった形でそのやりとりのなかで示される。また、ニュース性の高い情報をもたらされたときのように、一定の手続きを経ずに開始された発言が自然に、つまり違反性を示すなんらの反応も引き起こさずに続くということもありうる。しかし、そうした場合でも、しばらくすると一定の手続きを経たうえで開始される発言形態に戻るのが常である。²⁰⁾

4.3 小括

ここまで、ガルディの役割を中心に、発言を開始するためには一定の手続きが必要なこと、そうした手続きを行なう位置は厳密に限定されていること、またそうした制約があるにもかかわらず発言をする可能性のある者には発言権へアクセスする機会が与えられていること、ガルディの権限は自らの発言権取得には用いられないこと、などをみてきた。

会議会話研究においては、「ほとんどの会議において(発話等の)順番は、発言者の自己選択と議長による事前の割り当てが混じっている」[Asmuß and Svennevig 2009: 14] とされるが、トンシギでは原則として、発言者の自己選択による発言の開始というのは認められていな

20) どのようにして通常の発言形態に戻るかは次節の事例の分析において具体的に示されている。

い。発言は常にガルディに承認される必要がある。

他の会議会話と同様に、議長であるガルディには強い権限が付与されているように見えるが、実際の役割は発言を承認することのみに限定されている。ガルディが発言を行なう際には、ガルディ・コントロールに承認してもらう必要があるのである。こうした特徴から、トンシギにおける発言 (*kuma*) は、他者に承認されてはじめて成立するということがいえる。「はじめに」でみたように、メイヤスーはトンシギでの「発言は常にダラミネ (代弁者) を通して行なわれる」[Meillassoux 1968: 52] と記していた。そこでダラミネが発言に対して行なっていたことは、1文ずつ発言者の言葉を声に出して繰り返すことであった。²¹⁾ 本節で扱った事例ではみられなかったものの、こうした発言の繰り返しはK村のトンシギにおいてもみられる。²²⁾ メイヤスーの記した発言の特徴と本節で明らかにした発言の特徴は、次の点において一致しているといえる。つまり発話が公的な発言としての効力をもつためには、繰り返しを用いてなされる代弁や相づちなどにより他者に経由される必要があるということである。

また一般的に、会議会話において議長は発話等の順番の管理に加えて、トピックの管理を行なうことが期待されている。しかし、ガルディの役割は、トピックの内容に関してほとんど影響を与えない。発言移行部についてはもちろんだが、発言部における発言に対する相づちも「個人の意見」を示しているわけではない。相づちは発言に対して同意を示す形で行なわれる場合が多いが、ここで示される同意は儀礼的なものであり、個人としての同意も非同意も実際には示していないのである。ガルディが自分の意見を述べる際には、「議長」から「発言者」になる手続きを経る必要がある。

発言が他者からの事前の承認や相づち等を必要とすること、トピックに関する方向づけや同意／非同意の表明が発言中でしかなされないこと、発言者が自己終了するまで次の発言が抑制されることから、そうでない場合と比べて会議は冗長化する傾向にあるといえる。個々のトピックに関しても、単なる活動日の確認などとは異なり、組織の運営上なんらかの決定を下す必要があるときに意見が割れるような場合は冗長になりがちである。次節では、こうした冗長なやりとりにおいて合意に基づく決定がどのようになされているのかについて検討を行なう。

5. 合意の方法

意思決定の過程は断片的で増加していく (incremental) ものであり、諸々の決定はそれらが構成された後になってはじめて同定可能なものとして明らかになる [Boden 1994: 183]。本節の目的は、会議のある一局面を決定が生じた瞬間として同定することではなく、決定に向けて成員たちが発言を積み重ねていく過程そのものを記述、分析することである。

21) メイヤスーの記述からは、繰り返し以外に発言に対してなされる発話があったのかどうかはわからない。

22) その多くは発言者の語句をそのまま反復するのではなく、その一部を反復する部分反復の形をとる。

本節では4節で検討したのと同様の会議を扱う。この日の会議開始時点の幹部役職は、長がL、ガルディがAとO、ガルディ・コントルがC、書記がSであった。ここでは、会議開始後31:00~52:41の間、およそ22分間話し合われたセクター（以下S）のガルディの辞任についてのトピックを分析する（表2）。この話し合いのなかには、次の3つの決定を要する事項が含まれている。(a) Sの辞任を認めるか、(b) 認めるのであればその処遇（罰金等）はどうするか、(c) 認めるのであれば後任は誰にするか。組織の運営上ガルディを欠くことはできないので、これらの事項についてはこの日のうちに決定を下す必要がある。

「はじめに」でみたように、先行研究によると、マリンケの会議において決定は全員の同意によってなされるという。実際にこうした決定がなされていると仮定するならば、全員の同意が得られるまでの過程の全体を検討する必要がある。本節では、合意に基づく決定がどのようになされているのかについて、このトピックについてのやりとりの全体を記述、分析する。

記述の方法は、発言部の発言内容を時系列順に抜粋していく方法を採用。前節で明らかにしたように、発言移行部でなされるやりとりや発言部におけるガルディの相づちはトピックの内容に影響を与えないことから、発言部における個々の発言の内容に焦点を絞り、それらがどのように重ねられていくのかをみていくという方法である。ただし、約22分間ある分析箇所最初の1分半は、前節で述べたような発言権取得の手続きを必ずしも経ない直接的なやりとりが集中的に展開された。従って、この箇所に限っては、トピックの内容に影響を与えると考えられる発話を発言に限らず抜粋して記述する。

分析の際に注目するのは、ある主張に対する個々の同意がどのようにしてなされるのかという点である。Hopkins [1976: 107] は、マリンケの会議の特徴として沈黙は受諾を、つまり同意を暗に意味するという指摘を行なっている。²³⁾ 本節では、こうした知見の是非の検討を議論の補助線としたい。

また、成員たちは、会議において「(集会的) 決定」や「合意」を意味する“*ben*”の語を頻繁に用いている。本節では、こうした発言に注目することで、成員たち自身が決定や合意についてどのような規範を志向しているのかも検討したい。本節において抜粋する発言中の“*ben*”は、文脈に応じて「合意」、「合意する」、「同意する」、「決める」と訳し分けた。

5.1 問題提起部における直接的なやりとり

Mは、会議開始後31:00の位置で発言権を取得した後、「Sはガルディをやめたのか？」と宛先を指定しない形で質問をする。これによりSの辞任に関するトピックは持ち込まれた。これに、S自身が「うん、俺はやめた」と答える。この後すぐに、長のLは「お前はやめたの

23) このことは、条件つきではあるが会議会話研究においてもいわれている。Barnes [2007] は、特定の定式化のもとでは、参加者の沈黙は議長により同意として扱われ、そのことが新たなトピックを導入する機会を提供するとしている。

表 2 S の辞任に関するトピックにおいてなされた発言

発言順	会議開始からの時間	発言者	年齢	性別	役職	発言時間	決定事項への言及		
							(a)	(b)	(c)
①	31:00~31:50	M	16	男	—	50 秒	認める	250 フランの罰金	L
②	31:51~34:02	L	17	男	長	2 分 11 秒	認めない	—	—
③	34:05~35:11	C	15	男	ガルデイ・コントル	1 分 6 秒	認めない	—	—
④	35:10~35:30	S	15	男	書記	20 秒	認める	—	—
⑤	35:34~36:38	L	17	男	長	1 分 4 秒	認めない→認める	—	—
⑥	36:41~40:56	M	16	男	—	4 分 15 秒	認める	250 フランの罰金	—
⑦	40:59~41:18	D	13	男	—	19 秒	—	書記役職の剥奪	—
⑧	41:29~42:21	C	15	男	ガルデイ・コントル	52 秒	—	罰金(額は言及せず)	—
⑨	42:24~45:08	Y	14	男	—	2 分 44 秒	—	250 フランの罰金	子どもが恐れる人
⑩	45:16~49:51	M	16	男	—	4 分 35 秒	—	250 フランの罰金	C
⑪	49:51~52:41	L	17	男	長	2 分 50 秒	—	—	A

注) 決定事項への言及欄の (a), (b), (c) の内容は次のとおり. (a) S の辞任を認めるか, (b) 認めるのであればその処遇 (罰金等) はどうするか, (c) 認めるのであれば後任は誰にするか.

か？」と驚いた様子で確認を行なう。²⁴⁾ このLの反応は、この情報がニュース性の高いものであることを示している。その後、Dは「お前は他の人に言っていない」と、Sがガルディを辞任したことを他の成員に伝えるのを怠ったことを非難する。しかし、発言権の要求を経していないことを理由にこの発話は直後に50フランの罰金の宣告を伴うサンクションを受けた。

このやりとりではSの辞任がニュース性の高い情報として扱われているが、実際にはこの日よりずっと以前からSはガルディを実質的に辞任していた。Sが安定してガルディを務めていたのは12月10日以前で、それ以降はAが代わりに務めることが多かったのである。この日のガルディもAとOが開始時点から務めている。事実としてSは約1ヶ月前からガルディをしていなかったのであるが、成員たちには公に辞任の報告をしておらず、そのため多くの成員がこのことを知らなかった。そうした辞め方のまずさもあって、ここで改めてSの辞任が問題となったのである。

直接的なやりとりはその後しばらくの間続く。Mの発言中に割り込んだCが「200フランをあいっつに入れろ」とSに対する罰金の課金を命令したことを受けて、Lが「そうだ」と同意を示す。その後、Mは「あいっつがガルディを拒否するなら200フランだ。200フランじゃないぞ。250フランだ。トンはお前にやめるとは言っていない。お前自身でやめると言うのなら、それは250フランだ。お前らはわかったか？」という発言を行なう。ここでは、一旦200フランについて同意を示した後に、それを覆して250フランだという主張を、トンによって辞めさせられるのではなくS自身で辞めるのであればという条件づけとともに行なっている。この後すぐ、Sが「ン」と頷いてMに同意する。Mは続けて、「それと、LがSの代わりにガルディになる(座る)んだ」と言って、長のLがガルディになることを提案する。これに対してSは笑いながらも「うん」と同意する。長がガルディを兼任することは可能ではあるが、通常は行なわれない。Lも書記との兼任はしていたがガルディとの兼任は一度もしたことがないので、これは非現実的な提案であった。このことからSは笑ったものと思われる。MもSにつられて次の発言(「今夜だ。すぐに、すぐに、すぐに」)中に笑っているのだから、この提案は半ば冗談でなされた可能性がある。

Mが発言終結の報告を行なうとすぐにSは「250フランを入れるんだな、そうだな？」と先ほどのMの提案を決定したものとして、名簿に罰金を記入することの許可を求める。Mはこれに「ンフ」と言って同意する。Sがこのような許可を求めるのは、自分が当事者だからというだけでなく、書記として罰金を記入する必要があるためである。その後Lは発言権を要求して、すぐに「ヘイ、お前ら、お前ら待つんだ、待つんだぞ。ヘイ」と決定を急ぐSとMを諫める。ガルディのAとOもそれぞれ「ウウン。まだ待て。待て、待て、待て」、「小さ

24) ここでLは確認に加えてなぜ辞めたのかという理由の説明をSに要求しているようにみえる。

な S まだ待て」と、それに続く。これにより決定は保留された。

L は発言を続け、「誰が S をやめさせろと言った？」と宛先を指定しない形で質問を行なう。これに対しては、C が「あいつ自身だ」と答え、すぐに S も「俺自身だよ」と答える。L がこれを受けて、「そういう話なら、ガルディはドロギバ（膝下まである丈の長い上着で頭からかぶって着る）で、疲れたら脱いで掛けるとでもいうのか？」と言うと、S は「もちろん」と事も無げに答える。その後、S は「お前らは毎日俺を侮辱してくる。〔略〕仕事場で俺は侮辱され、それから、会議場でも俺は侮辱される」と怒った調子で不満を漏らす。これに対して L と C は、そんなことはないと否定する。

ここで示された S の不満こそが S がガルディを辞任した理由である。会議後に L から聞き取った話によると、共同労働（日干しレンガ作り）の最中に成員 M が遊んでいたため、S はガルディとして M を除名処分にした。しかし、L は M に代わって謝り、M を再入会させた。S はこのことに腹を立ててガルディを続けることを拒否したのである。また、L によると S はガルディよりも書記の仕事を好んでいたため L は書記の役職を S に譲った。このこともガルディを辞めた理由のひとつであるという。²⁵⁾

決定事項 (a) S の辞任を認めるか、(b) 認めるのであればその処遇はどうするか、(c) 認めるのであれば後任は誰にするかは、ここまでみてきた問題提起部においてすべて提出されている。このやりとりのなかで重要なことは、M と S の 2 人が直接的なやりとりを通じて決定事項のすべてを早急に決めようとしたことに対して、3 人からそれを制止する声があがったことである。M と S が決定を急いだ内容は、(a) 辞任を認める、(b) 罰金額は 250 フラン、(c) ガルディの後任は L、であった。その後発言権を取得した L が行なったことは、M の示した意見に対する同意／非同意ではなく、問題の根本に立ち返って辞任についての事実確認を行なうことであった。それに対する反応として、S 本人の口から辞任であることを確認できたばかりか辞任の理由に関する言明も引き出している。

こうしたやりとりは、たとえ問題の当事者が関わっていたとしても、2 者間の合意のみによつては決定はなされないということを示している。M と S のやりとりはガルディを経由した通常の発言交換の形ではなく直接的なものであった。こうした直接的なやりとりが、2 者間での閉じた「速い」やりとりを生み、決定の過程に他の発言候補者の参入を受けつけなかったことも問題であったといえる。いずれにせよ、M と S の間でなされた決定は保留され、もう一度はじめから議論を行なうことになった。

5.2 通常の発言交換への移行

L の説得に対して S は一向に折れる様子はなく、いちいち否定を続けていたが、ついにガル

25) 会議では書記とガルディを同時に行なうことはできない。ガルディによる罰金の宣告と書記による宣告された罰金の記入は別の人物がやるべきだからである。

ディの A に名指しで「黙れ」と言われてしまう。その後も、L は、「トンの会員はお前にやめろと言ってないし、黒いことも白いことも（何も悪いことは）していない。（それなのに）お前は自分でこのようにやめろというのか？」と述べて、S への説得を続ける。これに対しても S は直接的な返答（「何もない。エチェ、俺はお前を信用するぞ」）をやめず、再び A から黙れと言われる。これでようやく S は直接的な返答をやめ、「俺が喋る」と発言権の要求を行なう。このとき同時に M と D も発言権を要求するが、L の発言は終わっておらず、発言権の移行は生じなかった。その後 L は S に向けて、「次の集会で（ガルディとして）立ちあがれ、鏝が出てくるまで立て」と言い、(a) S の辞任を認めない立場を明確にする。S が発言権の要求を行なって以降は、基本的にガルディを経由する通常の発言交換が続く。

ここまでのやりとりで発言権を取得したうえで発言を行っていたのは、① M、② L だけである（表 2）。しかし、通常の手続きを経ていない発話で、かつトピックの内容に影響を与えようようなものも多数あった。そのため、ここまではそうした発話も含めたやりとりを記述してきた。しかし、これ以降の発言は基本的に通常の発言形態でなされるため、ここからはそれらの発言内容を時系列順に抜粋して記述する。なお、これ以降の発言者は、③ C、④ S、⑤ L（2 回目）、⑥ M（2 回目）、⑦ D、⑧ C（2 回目）、⑨ Y、⑩ M（3 回目）、⑪ L（3 回目）である。

③：L の発言の後、S は発言権を要求するが、競合した C が発言権を取得する。C の主張も L と同じく、S に対して再びガルディをしろというものである。C は、L が用いた「鏝」ではなく「シロアリ」のメタファーを用いて「シロアリがお前に入ってくるまで立つんだぞ」と述べる。²⁶⁾ また、C は L と同じ主張を単に繰り返したのではなく、次回から S がトラブルなくガルディの仕事を行なえるように、共同労働の場でのガルディの仕事について S に助言を与えることもした。

④：C の発言の後に発言権を取得した S は、「俺は誰のものだ？俺は立たない。エ、俺、俺は立たない」と L と C の主張に対して非同意を示す。その直後、ガルディの O は S が発言権を取得せず発言を開始したとみなして 50 フランの罰金を宣告する。それに対して S は、A から発言権を取得したと反論する。これは結局、A が「俺があいつ（S）に喋れと言った」と言うことで決着が着いたが、このやりとりにさらに腹を立てた S は最後に、「俺は立たない。俺はこんなことをしたことがあったか？お前らこそ、お前らこそ全員強情を張るのはよせ。俺は絶対に立たないぞ。それと俺は立たない。お前らが望むものをなんでもすればいいさ」と吐き捨て、これ以降このトピックについては沈黙を貫いた。

5.3 決定事項 (a) に関する合意

この小節では、決定事項 (a) S の辞任を認めるかについて合意が得られたと考えられる⑦

26) 手や足が痺れたら「シロアリが入った」という。ここでは「足が痺れるまでの長い間ガルディとして立ち続ける」という意味で用いている。

の発言までを記述する。

⑤：Lは「会衆 (*jama*) こそがお前を彼らの場所に立たせる信頼をお前におくんだ。〔略〕お前は信頼を確かめて、自分の役割を果たせ」と述べる。やはり辞任は認めず、Sにもう一度ガルディとして立てとSを説得しているのである。続けてLは、Sが侮辱されたと言ったことに関して侮辱されたのならそのように言わないとわからないだろう、と忠告する。その後Lは、「お前はわかったか？」とSに問うが何の反応もないことから、発言の最後で意見を変化させる。それが「もしあいつが立たないと言うのなら、誰か他のやつをガルディに就かせるために立たせろ。それがこれよりもまだ」という発言であり、一転してSを説得することを諦め、辞任を認めている。ここでSの沈黙は非同意として作用しているといえる。

⑥：Mは発言の前半で、「彼ら（歴代のKトンのガルディ）は誰も彼自身によって辞めてはいない。トンがお前を就かせる。終わらせることもまたトンがするし、彼が（辞めるべき理由となる）何かをしたこともトンが言う」と述べる。これは、「会衆」と「トン」という主語の違いはあるものの、先のLの発言内容と類似している。つまり、役職をめぐる決定はすべて当事者個人ではなく、成員たちが皆で、組織として行なうべきであるということである。しかし、ここではSの辞任を認めるかどうかについての立場は明らかにしていない。Mの立場は発言の最後になって明確化される。「250フランをSに入れよう。彼をガルディから解放するために。〔略〕もし250フランをSに入れるなら、俺たちは新しいガルディをすぐにここで選んで、そいつを立たせる。今夜にでも」ここでMは、(a) Sの辞任を認める、(b) 罰金は250フラン、と主張しているのである。²⁷⁾

⑥においてMは4分15秒にわたる長い発言を行っており、上に記したような決定事項に関する意見表明以外にも「脱線」をしている。Sの辞任について合意がなされていないことについて、Mは次のような例え話をしてそうした状況がよくないことを語る。「俺たちの祖父たちは座ってこう言う。彼らのときにはいろいろなことをしていたと。もし俺たちが合意できなければ、俺たちもどう言えばいい？俺たちも、俺たちも、俺たちの孫たちに。こう言う、へイ、俺たちのは黒い（無益な）けんかだけだった。俺たちはトンをしていなかったと。こうだ。」さらにこう続ける。「一番（大事なこと）は何だ？トンがうまくいっているとき、トンがうまくいっているとき、お前の日には、お前は知るだろう。未婚の少女が（夫の）家に行くとき、トンの成員たちはスム（花嫁の母村で開かれる花嫁を送り出すための祭り）を開く。そうはならない（スムは開けない）、彼女の父が金を持っていたとしても。そうはならない、彼女

27) しかし、発言の中盤にはSの辞任を認めない立場を取っているのではないかと思われる次のような部分もある。「俺は俺自身のためにあるわけじゃないぞ。皆はお前(S)が何かすることを信頼してきた。お前はそこに残れ、皆自身がお前とともに木(信頼)を切ってしまう日まで。」しかし、発言をまとめる最後の部分でははっきりと辞任を認める立場を取っていることもあり、Mの立場はやはり後者であるといえるだろう。

の父がダイヤモンドを持っていたとしても、またそうはならない、俺が彼女の母の家族の人たちから愛されていてもだ。そうじゃないか？合意はされていないだろ？もし俺たちが合意できていないのなら。」後者の発言を補足すると、Mはいくら花嫁の父が富んでいようが、夫と花嫁の親族の関係がよからうが、スムはトンが開くものだからトンがうまくいっていないと開けないということを語っている。²⁸⁾最後の発言から、トンがうまくいっていない状況とは合意ができていない状況を指していると思われる。これらの発言から合意することが成員自身にとって喫緊の問題であり、かつトンをするうえで欠くことのできない重要なものであることがわかる。

この発言がある種の「脱線」であることは、次の⑦Dの発言ですぐにSの辞任についてのトピックが再開され、その後も続けられることに示されている。そうかといってこの発言は完全な脱線ではないだろう。現在成員の間で問題となっている合意の重要性についてトン一般の規範として語っているという点で、一段抽象的ではあるものの、それまでのトピックの内容と関連性をもつからである。そのため、この発言は途中で遮られることなく成員たちの間で許容されたのである。

⑦：Dは決定事項(a)にかかわるSが辞任したことを前提として、決定事項(b)について述べる。これ以降も(a)については議論されていないことから(表2)、先ほどの⑥Mの発言までに、(a)Sの辞任を認めるかについては合意が得られたものと考えられる。なされた決定はSの辞任を認めるというものである。このように決定は常に遡及的に捉えられるだけであり、相互行為上のある一点を指してここで決定がなされたと特定することはできない。

Dは短い但他的成員とは異なる視点から意見を述べている。発言を抜粋する。「Sはガルディ、ガルディを拒否した。〔略〕あいつをトンのなかにいる小さな成員たちのようにしてしまえ。〔略〕幹部役職(ныёмгогоя)をあいつから取ってしまえ。あいつの手にある名簿を取りあげてしまえ。」他の成員たちが、(b)Sの処遇として罰金をどうするかという話をしているなか、DだけがSがガルディを辞めた後に他の幹部役職である書記をしていることを問題視している。自ら役職を拒否したのにもかかわらず、自分のしたい他の役職に就くようなわがままは許されない、自身(D)も含む年少者たちのような役職のない一般成員になれ、と一見して真っ当な主張を行なっている。しかし、この主張に関する発言は後にも先にもなく、これについて合意が得られたとは考えにくい。

5.4 決定事項(b)、(c)に関する合意

⑦のDの発言がなされた時点で、遡及的に(a)については決定されたと考えることができた。Sの辞任は認められたのである。⑦以降では、(b)Sの処遇(罰金等)をどうするか、(c)

28) スムはトンのように花嫁の友人が開くものと花嫁の女性親族が開くものの2種類がある。

Sの後任を誰にするかが議論されている。この小節では、⑩までの残りの発言を検討する。

⑧：Cは(b)について、はじめにガルディになることを受け入れたにもかかわらず自ら拒否したことの問題を指摘し、そのために罰金を科す必要があることを述べる。罰金額については言及していない。Cはまた、ここで「会衆が決めるなら俺は会衆の後ろにつく」という発言をする。この発言には皆で決めることへの志向が現れている。

⑨：Yは発言の最初の方で「お前らは言う、言う、あいつがガルディを辞めた」と(a)について、Sの辞任を皆が認めたことを確認する。このように決定されたことを確認することが決定をさらに強固なものにしているといえる。そうした意味で決定は会議において常に作られ続けているといえる。続けてYは、ここまでLやMらによって繰り返されてきた、皆こそがガルディに就くことも辞めることも決める、という主張を行なう。その後、①のMの発言以降言及がなかった(c)Sの後任は誰にするか、を話題にあげる。そこでは、子ども(年少の成員)たちが恐れるような人をガルディに選ぶべきだ、という主張がなされる。そうでなければ、年少の成員たちがガルディを「遊ぶ人(*tulonke mogo*)」とみなしてトンが壊れてしまうという。そして発言の最後でYは、「お前らは250フランをあいつに入れると言わなかったか?」とMが主張していた250フランの罰金の課金について確認を行ない、それがなされればこの問題は終わりだ、とした。

⑩：⑥においてもそうしていたように、ここでもMは「脱線」を行なう。それは、この日の会議に遅刻してきてSに書記の代理を頼んだLの書記としての仕事ぶりへの非難である。しかし、このトピックも幹部役職に関する問題という点ではガルディの辞任についてのトピックの内容と関連している。このように、会議ではある程度の「脱線」は許されている。こうした「脱線」は、一度発言権を得たら自己終結するまで他の発言が抑制されるという発言の特徴から可能になっているといえる。

Mは発言の後半で、「ガルディのことについて話そう、まず第一に、Sをどうにかしよう」と言って、Sの辞任に関するトピックを再開する。まず、(b)について、書記のSに対して「お前は250フランをお前自身に入れる」と命令する。これに対して、このときSは他の成員の罰金を記入することの許可をガルディに求めており、自身の罰金についてはなんの反応も示していないので、名簿に250フランが記入されたかどうかは不明である。しかし、これ以降(b)に関する言及はないので、これまでのやりとりにおいて(b)については一定の合意が得られたものと考えられる。しかし、(a)のときとは異なり、(b)の決定を前提としてこれ以降の発言がなされるわけではないので、(b)についての決定が確実になされたと考えられるほどの根拠はない。

それからMは(c)について、「トンの成員たちはAとOを信用していない」ことを理由に、現在ガルディをしているAとガルディ・コントロールのCの役職を入れ替えるよう命令する。

これには、当事者であるCが「人びとはそれに同意しないぞ」と言って非同意を示すが、Mは「皆は俺の（提案）を退けない」と聞く耳をもたない。続けて、長のLとガルディの2人も待てど、決定を急ごうとするMを制止する。Mが強引に通そうとした(c)についての主張は、結局成員たちの非同意の表明と制止により保留されることになった。

⑩：Lは、「お前はAとOを見くびっている。〔略〕彼らのガルディの方法はよい」と、AとOを信用していないと述べていたMへの非同意を示すとともに2人のガルディを評価する。このことから、Lは(c)に関して、Sの後任はSの代理としてこの1ヵ月間ガルディを務めてきたAがそのまま続けられよという立場を示しているといえる。

続けてLは、「でも、Oはほんの少しだけお金を入れる（罰金を科す）のを控えるべきだ。〔略〕Oは（罰金の課金を）全部直接しているんだよ」と述べる。一般的にいつてガルディは成員たちに罰金を宣告するが、牽制だけして宣告を取り下げることが多い。宣告された側が宣告の対象となった不適切な行為を改めたり、それについて謝罪したりするのをみてガルディは宣告を取り下げるのである。Lは、Oが牽制だけにとどめず、罰金の課金を「直接」しすぎていることを穏やかな調子で忠告している。その理由として、Lは「俺たちのいる時代は、お金（を手に入れるの）が難しいからだ」と述べる。それから、牽制の方法を具体的に助言する。この発言も決定事項とは直接関係のない「脱線」であるといえるが、これはOのみならず今後ガルディを行なう可能性のある成員たちにとっても有益な助言であるだろう。

その後、Lはもう一度AとOのガルディのやり方を肯定的に評価し、「Cはガルディ・コントロールに残れ。こいつら2人はお前らのガルディだ」と(c)について、Cへの命令と断定的な主張を行なう。この発言は、⑩でMが行なったような命令の形を取っているが、Mが受けたような非同意や制止を受けることなく黙って聞かれていたことから、一定の同意が得られたものと考えられる。それから、LはMから非難された書記の仕事のことにトピックを移し、遅刻をして来たことなどに対する弁明を行なった。

しばらくMへの弁明を続けていたLの発言は不測の出来事から打ち切られることとなった。会議場の近くの道を歩いていたJという20代の男の「お前の母ちゃんの陰部を切つてやるぞ、ここで、いつの日か」という声が突然会議場に飛び込んできたのだ。これを聞いた成員たちは一斉に笑いだし、会議場は騒然となった。Jは自分を馬鹿にしてくる少年たちに対して強力な罵倒の言葉をもって対抗していたのであるが、これがたまたま会議場の脇で起こってしまったのだった。騒然とする会議場を收拾するためにすぐに2人のガルディは黙れと成員たちに注意し、書記のSに名簿読みを始めると命令する。ほどなくして名簿読みは開始され、議論は終了した。

決定事項(b)と(c)は、(a)のような確実性をもって決定されたとはいえないだろう。つまり、(a)のように、決定の後にそれを前提とした発言やそれを確認する発言がみられたわけ

ではない。しかし、それ以上は話題に上らないことや以前に非同意が示されたのと同様の行為タイプにおいて非同意が示されないことなど、消極的な形では「決定らしきもの」を捉えることができた。それは、(b) 250 フランの罰金、(c) A である。

5.5 小括

本節では、トンシギにおける決定の過程を記述、分析してきた。そこでなされたと考えられる決定は、常に作られ続けている過程にあり、遡及的に捉えられるだけであつた。最終的に決定されたものを特定するには、それらが実行された時点まで追ってみる必要がある。

会議中のやりとりにおいて、(a) S の辞任を認めるという決定と、(b) 250 フランの罰金、(c) S の後任は A という「決定らしきもの」がなされたことを確認した。しかし、会議の外で一部の成員により決定が書きかえられている可能性もないとはいえないだろう。これらは実際に実行されたのだろうか。次の会議以降、ガルディは A と O が務めていた。また、次の会議の名簿読みで S の名前が 250 フランの罰金額とともに呼ばれ、S はすぐに支払いをしていた。従って、会議でなされた決定は実際に実行されており、²⁹⁾ 会議は意思決定の場として機能しているといえる。

先行研究のいうような「全員の同意による決定」は、「沈黙は受諾を暗に意味する」[Hopkins 1976: 107] ことを前提にした場合にのみ成り立つといえるだろう。つまり、それ以上その決定事項に関する発言がなされなかった場合、その主張が全員の「同意＝沈黙」を得たものとみなされ、決定がなされるということである。こうした理解はある面では正しいといえる。会議において沈黙は「基本的には」同意を意味する。もしそうでなければすべての成員が発言をするまで決定を下すことはできないからである。

しかし、こうした理解は次の 2 つの点において単純にすぎるといえる。1 つ目は、実際のやりとりのなかでは、⑤の L の発言中にみられた S の沈黙が非同意を示していたように、沈黙は同意にも非同意にもなりうるということである。沈黙が何を意味しているのかを知るためには個々のやりとりを検討するしかない。2 つ目は、⑦の D の主張にみられたように、1 回の発言だけでは決定はなされないということである。⑦の D の主張の後には、反対意見を含め関連するいかなる発言もなされていない。しかし、だからといってこの主張が合意をみたとは考えられないだろう。一定の合意が得られたと考えられるには、当該の主張が複数の発言によって繰り返される必要がある。突然の議論の打ち切りによりそれ以降の発言を確かめられない (c) を除いて、(a) も (b) も決定されたものと同じ内容の主張が複数回繰り返されていた

29) ⑦の D の (b) S の書記役職の剥奪という主張は、その後一度も他の成員によって話題にされておらず未決定のまま残されていた (表 2)。S は次の会議以降書記をしておらず、結果的には書記の役職は剥奪されている。しかし、この結果に D の主張が作用したのかどうかはわからない。なお、⑨の Y の (c) 子どもが恐れる人という主張は、その後直接話題にあがってはいないものの、⑩ M と⑪ L の発言中に主張された C と A は、両方とも組織の年長者であるので、Y の主張はこれらの主張に回収されたと考えられる。

(表2)。ここで「繰り返し」という理由は、多くの場合、前発言と同内容の主張であっても前発言の引用の形をとった「～の意見に同意する」というような発言はなされず、³⁰⁾ あたかもはじめてその主張がなされるかのように同じ主張が繰り返されるからである。多くの場合そうした「繰り返し」は、主張の単純な反復ではなく、語や行為タイプ、付加される情報などの変化を伴うものであった。合意による決定がなされるには、「沈黙」という消極的な同意だけでなく、他の発言のなかでなされる「繰り返し」という積極的な同意も必要なのである。³¹⁾

また、皆で決めること、つまり合意による決定を成員たち自身が志向しており、会議中の喫緊の課題として捉えていることがわかった。そうした規範の表明は発言のなかで何度もなされていた。実際、「繰り返し」が最も多くみられたのは決定事項に関する主張ではなく、「皆で決めること」に関する主張であった。これほどまでに合意への価値表明がみられると反対意見が排除され、合意が強制されていてもおかしくないように思えるが、実際は、(a) と (c) のやりとりにみられるように、対立は当然のように起こっている。従って、実際に会議でなされる合意の多くは、全員の完全な一致ではなく、対立者の妥協を含む部分的な一致であるといえる。「皆で決めること」は、そういった意味での合意を指していると考えられる。

また、会議では直接決定事項とは関連しないが、有用な情報や価値の共有を促していると考えられる「脱線」が多数みられた。それらの情報や価値が実際に共有されているかどうかは反応がない以上わからないが、「脱線」した話は決まって長かったにもかかわらず、いかなる制止や非同意の表明もみられず黙って聞かれていたことから、「脱線」は少なくとも許容はされている。「脱線」が決定を、ひいては会議全体を長期化する原因となっているにもかかわらず許容されているということは、会議の目的は決定をなすことだけにあるわけではなく、成員の間での情報や価値などに対する広範な理解の共有にもあるといえる。

「脱線」が会議を長引かせることをみたが、この日の会議が56分間で終了したように会議はどこかで終わらなければならない。会議において「議論を尽くす」ことは実際にはありえないのである。(c) の議論が不測の出来事によって打ち切られたのをみたが、その後もう一度議論を再開して (a) と同じような密度に至るまで議論を続けることもできたはずである。そうならなかったのは、成員の間で会議を終わらせようという志向が働いたからである。実際、「不測の出来事」の直前には「会議が長引いてるぞ」という声があがっていた。こうした時間の制約により、(c) の決定は最も確実性の低いものとなったといえる。しかし、時間の制約は新たな時間の確保によって補われている。この日の決定は組織運営上早く決める必要があった

30) 引用は一度だけみられた。⑨でYは発言のはじめに「俺の話はCのものとは異なるものではない」と述べている。しかし、5.4小節でみたように、その後にはやはり「繰り返し」がみられた。

31) 同意とは反対に、非同意はしばしば通常の発言の形をとらない直接的なやり方で、対象の主張と近い位置において表明されていた。同意が蓄積されていくのとは反対に、非同意はそれが蓄積される前になされなければならないといえる。

ため1回の会議で一応の決定をみて実行されたが、1回の会議で決まらず回を跨ぐことや、一度決まると考えられた決定が回を跨いで蒸し返されることもある。1回きりの会議で「議論を尽くし」て「全員の完全な一致」としての合意をみるよりも、週に2回参加を義務づけられた会議に参加し続け、その場その場の妥協点として合意を重ねていく方がよほど労力と忍耐にかかる作業であるといえるし、決定の暫定性の確保という点からも有用であるといえるだろう。

6. おわりに

以上、本論では、マリンケの会議会話の特徴を、発言権の構造と合意のなされ方に注目して検討してきた。本論の記述を通して、「はじめに」で提示した Meillassoux [1968] や Hopkins [1969, 1972, 1976] らの指摘した会議の特徴が、本論の対象である会議にもかなりの程度当てはまることが明らかになった。このことから、先行研究で示されたような会議が現在もマリンケの農村において実践されていることを示せたい。32)

本論で行なったのは、上記の先行研究の知見の単なる例証ではなく、それらの知見が指す内容がどのようなやりとりの組織化によって成立しているのかを、一次資料の詳細な検討から明らかにすることであった。本論が注目した先行研究の知見は、「発言」と「合意（集会的決定）」に関するもので、特に「誰でも発言できる」ということと「全員の同意による決定」がなされるということに着目した。「発言」と「合意（集会的決定）」の詳細な特徴については、それぞれやりとりの記述のなかで見出し、4節と5節の小括でまとめたとおりである。それらを簡単にまとめると以下ようになる。

「発言」を開始するためには一定の手続きが必要なこと、そうした手続きを行なう位置は厳密に限定されていること、などの制約があるなかで「誰でも発言できる」ということは、発言移行部において十分な間合いを確保するといった局所的なやりとりによって可能になっていることがわかった。「発言」に関してトンシギに顕著な特徴は、発話が「発言」と認められるためには事前の承認や代弁、相づちなどにより常に他者に経由される必要があるということである。このことは会議会話研究において発言権の管理に特権的な役割を担うとされる議長においても例外ではない。こうした厳密な「発言」の遂行をめぐる規則は、ときには罰金を伴うようなサンクションにより遵守されていた。代弁や相づちなどにより発話を他者に介してもらうことは、儀礼の場におけるグリオや狩人の演説においてもみられ、非日常的な会話場面において

32) しかしながら、こうした会議実践の存在を、冒頭で示した「対話の伝統」論におけるように「民主化の成功」のような現代の政治動向に結びつけて論じるにはなお注意が必要である。「対話の伝統」論が依拠していたメイヤサーによるトンシギの記述がそもそもそうだったように、本論で扱ったトンシギも子どもによって実践されている。国政の場では、基本的に子どもが排除されていることを考慮すると、トンシギと国政レベルの会議を直接に結びつけるわけにはいかないだろう。トンシギ以外の大人による会議実践についてさらなる検討が必要である。

「発言」に公的な力を与える地域特有のコミュニケーション上の技法であるといえるかもしれない。

「合意（集会的決定）」が成立するには、沈黙という消極的な同意に加えて、繰り返しという積極的な同意も必要であることがわかった。そうした同意が蓄積されることでなされる決定は、全員の完全な一致というよりも対立者の妥協を含む部分的な一致であった。このことから、「全員の同意による決定」という先行研究の知見に本論は補足を加えたことになる。「合意」に関してトンシギに顕著な特徴は、全員の同意を取りつけるような議決点がなく、「決定らしきもの」は遡及的に捉えられるだけであるということである。このことは会議の趨勢自体にもいえ、トピックの移行も遡及的にしか捉えられなかった。西欧において一般的にみられるような紙に書かれた議事（agenda）のある会議の場合、会議は通常書かれた議題順に進行していくので、明示的に議決が取られるか否かにかかわらず、次の議題に移る際に協議事項に関して一応の同意が取り付けられる [Asmuß and Svennevig 2009]。議長はそうした議題の移行や同意の取りつけを主導し、その際の会衆の沈黙はしばしば同意を意味する [Barnes 2007]。トンシギでは、アフリカの他の地域においてみられる在来の会議の多くと同じく、紙に書かれた議事は用いられず、議長の主導による議題の移行や同意の取りつけもなされないように、「発言」外で会議の趨勢を決めていく要素が欠けている。トピックの移行や決定に効力をもつような積極的な同意はすべて個々の「発言」のなかでなされなければならないのである。そうしたことが「決定らしきもの」を徐々に積み重ねていく遡及的な合意のなされ方を条件づけていると考えられる。

最後に今後の課題を示しておきたい。本論で明らかにした発言の特徴から、会議において発言を行なう機会は全員に与えられていたといえる。しかし、結果的には、発言者の属性は「年長」の「男性」に偏っていた。本論の分析では、あえてこうした年齢や性差などの成員性の問題を考慮に入れなかった。その理由は2つある。1つ目は、本論が依拠する先行研究がこうした成員性の問題を扱っていないということである。本論では、新たな論点を持ち込むことで論点がずれてしまうことを避けた。2つ目はより本質的である。成員性の問題は、組織への参加（ないし退出）のあり方と切り離せず、そうしたあり方は会議の外に目を向けなければわからないからである。会議における成員性の問題を組織への参加のあり方との関係において考察していくことは、今後検討すべき課題である。

謝 辞

本論のための現地調査は日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）によって可能になった。また本論の執筆にあたっては、京都大学の高田明准教授ならびに査読者の方々から貴重なご指摘をいただいた。この場を借りてお礼申し上げます。

引用文献

- Asmuß, Birte and Jan Svennevig. 2009. Meeting Talk: An Introduction, *Journal of Business Communication* 46(3): 3-22.
- Barnes, Rebecca. 2007. Formulations and the Facilitation of Common Agreement in Meetings Talk, *Text & Talk* 27(3): 273-296.
- Bailleul, Père Charles. 1998. *Dictionnaire Français-Bambara*. Bamako: Éditions Donniya.
- _____. 2000. *Dictionnaire Bambara-Français*. Bamako: Éditions Donniya.
- Boden, Deirdre. 1994. *The Business of Talk: Organizations in Action*. Cambridge: Polity Press.
- Conrad, David C. 1999. Mooning Armies and Mothering Heroes: Female Power in Mande Epic Tradition. In Ralph A. Austen ed., *In Search of Sunjata: The Mande Oral Epic as History, Literature, and Performance*. Bloomington: Indiana University Press, pp. 189-229.
- Cooren, François. 2007. *Interacting and Organizing: Analyses of a Management Meeting*. Mahwah: Lawrence Erlbaum Associates, Publishers.
- Copans, Jean. 2005. Claude Meillassoux (1925-2005), *Cahiers d'Études Africaines* (177): 5-13.
- Docking, Timothy W. 1997. Mali: The Roots of Democracy's "Success." In Karthala ed., *L'Afrique Politique: Revendications Populaires et Recompositions Politiques*. Paris: Karthala, pp. 191-212.
- Favreau, Louis. 2009. Coopération Internationale de Proximité: Histoire, Fondements et Enjeux Actuels des OCI du Québec, *Revue Internationale d'Études Québécoises* 12(1): 17-41.
- Foltz, Tanice G. 2006. Contemporary Women Drummers and Social Action: Focus on Community Service, *The South Shore Journal* 1: 56-68.
- 深澤秀夫. 2001. 「家内的領域と公的領域の位相の語られ方—北西部マダガスカル・ツイミヘティ族におけるムラの集会の会話資料の分析に基づいて」『アジア・アフリカ言語文化研究』61: 1-50.
- Goffman, Erving. 1961. *Encounters*. Indianapolis: Bobbs-Merrill.
- Hanak, Irmi. 1998. Chiring Meetings: Turn and Topic Control in Development Communication in Rural Zanzibar, *Discourse and Society* 9(1): 33-56.
- Hellweg, Joseph. 2011. *Hunting the Ethical State: The Benkadi Movement of Côte d'Ivoire*. Chicago: University of Chicago Press.
- Hopkins, Nicholas S. 1969. Leadership and Consensus in Two Malian Cooperatives. In David Brokensha and Marion Pearsall eds., *The Anthropology of Development in Sub-Saharan Africa (The Society for Applied Anthropology Monograph No. 10)*. Lexington: University Press of Kentucky, pp. 64-69.
- _____. 1972. *Popular Government in an African Town: Kita, Mali*. Chicago and London: University of Chicago Press.
- _____. 1976. Participatory Decision Making and Modern Cooperatives in Mali: Notes Towards a Prospective Anthropology. In June Nash et al. eds., *Popular Participation in Social Change: Cooperatives, Collectives, and Nationalized Industry*. Paris: Mouton Publishers, pp. 99-111.
- 伊東未来. 2011. 『ジェンネの街角で人びとの語りを聞く—マリの古都の過去と現在』(ブックレット《アジアを学ぼう》別巻②) 風響社.
- 今中亮介. 2014. 「マリ農村における子どもと女性による共同労働組織—その変遷と経済活動の比較」『アフリカ研究』84: 1-16.
- Jansen, Jan. 2001. *Épopée, Histoire, Société: Le Cas de Soundjata Mali et Guinée*. Paris: Karthala.
- _____. 2008. From Guild to Rotary: Hunter's Associations and Mali's Search for a Civil Society,

- International Review of Social History* 53: 249-270.
- 川田順造. 2001a. 『口頭伝承論 (上)』 平凡社.
- _____. 2001b. 『口頭伝承論 (下)』 平凡社.
- Meillassoux, Claude. 1968. *Urbanization of an African Community: Voluntary Associations in Bamako*. Seattle and London: University of Washington Press.
- Modic, Kate. 1994. Negotiating Power: A Study of the Ben Ka Di Women's Association in Bamako, Mali, *Africa Today* 41(2): 25-37.
- Ohta, Itaru. 2007a. Marriage and Bridewealth Negotiations among the Turkana in Northwestern Kenya, *African Study Monographs (Supplementary Issue)* 37: 3-26.
- _____. 2007b. English-Turkana Texts of a Case of Bridewealth Negotiations in Northwestern Kenya, *African Study Monographs (Supplementary Issue)* 37: 29-152.
- Pomerantz, Anita and Paul Denvir. 2007. Enacting the Institutional Role of Chairperson in Upper Management Meetings: The Interactional Realization of Provisional Authority. In François Cooren ed., *Interacting and Organizing: Analyses of a Management Meeting*. Mahwah: Lawrence Erlbaum Associates, Publishers, pp. 31-51.
- 佐川 徹. 2007. 「北東アフリカ紛争多発地域の平和構築に向けて—外部介入による牧畜民間の平和会合」 『アフリカ研究』 71: 41-50.
- Schraeder, Peter J. 2011. Traditional Conflict Medicine?: Lessons for Putting Mali and Other African Countries on the Road to Peace, *Nordic Journal of African Studies* 20(2): 177-202.
- Schwartzman, Helen B. 1989. *The Meeting: Gatherings in Organizations and Communities*. New York and London: Plenum Press.
- Svennevig, Jan. 2012. Interaction in Workplace Meetings, *Discourse Studies* 14(1): 3-10.
- Wing, Susanna D. 2008. *Constructing Democracy in Transitioning Societies of Africa: Constitutionalism and Deliberation in Mali*. New York: Palgrave Macmillan.

付録 転写資料中で用いている記号

(0.2)	0.2 秒の沈黙	>	<	発話のスピードが速い
(.)	0.2 秒以下の短い沈黙	°	°	音が小さい
[]	発話が重さなっている	(())		筆者による注釈
()	聞き取り困難	=		隣接する発話が途切れず密着
(字句)	聞き取り困難などの理由で正 確でないかもしれない	—		言葉が途切れている
		↑		語尾の音調が上がっている